

埼玉県立特別支援学校医療的ケア体制充実事業 (通学支援)

埼玉県教育委員会

スクールバスを利用できない医療的ケア児が福祉タクシー等を利用する場合に、同乗する看護師の費用を県が支援



※福祉タクシー等の費用は、別途支援されます。（就学奨励費）

①保護者が看護師、福祉タクシー等を手配（利用回数を相談）



②看護師が所属する事業所と県教育委員会で契約



③試乗を行い、医療的ケアの引継ぎと経路の確認

④保護者の付き添いなしで通学

【実施する医療的ケア】

- ◇ 吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内）
- ◇ 気管カニューレ・エアウェイの管理 など

母子分離
保護者の負担
軽減

看護師の交通費は事業所が負担するの?

看護師の人工費はいくらになるの?



「②人工費」が60分であれば
人工費は10,000円を目安
「②人工費」が90分を超えるのであれば要相談
例) 120分、人工費15,000円など
看護師の交通費①③は、県教育委員会が負担



姉の参観や保護者会といった用事がある時に時間に余裕をもって参加できます。

家事など家のことと時間を使えるようになります。また、仕事をすることも検討できます。



事業の詳細は、ホームページでも確認できます。

埼玉県立特別支援学校医療的ケア体制充実事業（通学支援）
[https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/tokukyoseidotorikumi/iryoutekeika.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/tokukyouseidotorikumi/iryoutekeika.html)

検索

お問い合わせ先

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課特別支援学校教育指導担当



048-830-6888



a6880-03@pref.saitama.lg.jp